

令和4年度 保育施設指導検査等実施方針

1 基本方針

都は、これまで待機児童の解消に向け、保育サービスの利用児童数を2017年度から3年間で6万人分増やす目標を掲げ、多様な保育サービスの拡充や、保育人材等の確保・育成及び定着支援などの取組を進めてきた。また、2020年度以降については、令和2年3月に公表した「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」において、保育サービスの充実を目標に掲げ、誰もが必要な保育サービスを利用できるよう、多様な保育ニーズに対応する質の確保された保育サービスの拡充を促進することとし、保育の質の確保としては、区市町村と連携した効果的な指導監督を実施することとしている。

こうしたことから、東京の保育サービスの充実を図るためには、各種保育施設に対する指導検査の取組みが一層重要なものとなっている。

以上のことを踏まえ、認可保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「認可保育所等」という。）に対する一般指導検査並びに東京都認証保育所及びその他の認可外保育施設に対する立入調査（以下「一般指導検査等」という。）については、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等や、東京都認証保育所事業実施要綱等関係法令等に照らして、適正に実施されているかを確認の上、改善指導等を行い、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼を置いて実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに特別指導検査又は特別立入調査（以下「特別指導検査等」という。）を実施する。

これらの実施に当たっては、保育の実施主体である区市町村と密接な連携を図ることとし、指導検査においては、子ども・子育て支援法により、区市町村も指導検査権限を持つことから、都と区市町村がそれぞれ効果的・効率的に指導検査を実施するため、必要な連携及び支援を行う。

また、認可外保育施設への立入調査にあたっては、巡回指導チームによる指導状況等も踏まえ重層的に指導、助言を行うことで、保育サービスの質の一層の向上と安全の確保に取り組んでいく。

2 一般指導検査等の重点項目

（1）運営管理関係